

I. 調査課題名

既存漁港施設の資産マネジメントに関する基礎調査のうち「放置艇対策」

II. 実施機関及び担当者名

社団法人全国漁港漁場協会 業務部業務課 福田 亮

III. 調査実施年度 平成 21 年度～23 年度

IV. 緒言

漁港施設のストック量は年々増加しており、累積量は相当数になっている一方、施設の機能保全と合わせて如何に有効活用を図るかという観点が必要不可欠という認識のもと、平成 21 年度を初年度に本調査はスタートしている。

全国の漁港には放置艦艇が約 3 万隻以上確認され、さまざまな問題が生じており、漁港区域内に係留・保管場所を確保し利用者には係留・保管場所の義務化が検討されている。しかし、そもそも放置艇に係留・保管する施設自体が不足しており、その確保費用を財政事情の厳しい地方自治体（漁港管理者）が負担しきれず、その対応が遅々として進まない事情がある。

そこで、過去 2 年間の調査成果を踏まえて、既存の漁港施設を有効活用した経済的な放置艇収容施設の整備を促進するための計画策定手法を確立することを本調査の最終的なねらいとする。

V. 調査方法

本調査は、過去 2 年間（平成 21 年度～22 年度）に実施した調査成果を踏まえて 3 年目の調査として、具体的な漁港における放置艇対策の現場における、①放置艇収容施設整備内容・機能・投資費用に関する調査・分析と、②漁港における放置艇収容施設整備計画策定手法の開発を行った。

平成 21 年度（初年度／サンプル 68 漁港抽出調査）

- 1) 既存漁港施設を放置艇収容施設として活用するための課題の抽出
- 2) 既存漁港施設を活用した放置艇収容施設の計画策定手法の検討
- 3) 放置艇収容施設としての活用手法の検討
- 4) 放置艇収容施設計画の検討



平成 22 年度（2 年度／全国悉皆調査＋事例調査）

初年度の問題点の抽出を踏まえて、全ての漁港におけるプレジャーボート等（以下 P B 等という。）放置艦艇対策に関する既存ストックの対応実態と課題を把握するため、全国悉皆調査及び事例調査を実施した。

- 1) 全国の漁港の放置艇対策に対する現状把握のためのアンケート調査実施・集計
 - ①漁港放置禁止区域・許可区域など実態調査
 - ②漁港施設用地利用状況点検調査

2)事例調査（放置禁止区域・許可区域の指定に関する事務手続及びP B等受入れの先進的事例漁港の抽出・調査）



平成 23 年度（最終年度／まとめ）

過去 2 年間の調査成果を踏まえ、最終年度として以下のとりまとめを行った。

1) 放置艇収容施設整備内容・機能・投資費用に関する調査・分析

漁港漁場新技術研究会の既往調査実績を整理・分析し、漁港の既往施設を有効活用した放置艇収容施設の整備に当たって、陸上保管施設、岸壁、護岸及び水域の係留施設における構造、機能及び投資費用（維持管理費を含む）、その他漁港における放置艇保管収容施設における具体的な人員配置や作業内容等について調査・分析して、マニュアルとしてとりまとめた。

2) 漁港における放置艇収容施設整備計画策定手法の開発

過去 2 年間の全国悉皆アンケート調査の結果に、運営形態などのソフト面を加味した漁港における放置艇施設の整備計画手法を開発整理した。また、アンケート調査だけでは把握し難い、P B等放置艇の漁港受入れに関する、①事務手続きフロー、②地域の合意形成手法、③受入れ施設運営管理手法など留意事項については、代表的な 3 地区事例地区を参考に内容の充実を図った。

- ・小浜漁港（福井県小浜市）
- ・雑賀崎漁港（和歌山県和歌山市）
- ・伊東港（静岡県伊東市）

VI. 調査結果

過去 3 年間の調査結果を、最終年度のとりまとめ結果を中心に整理する。

(1) 過去 2 年間の調査結果概要（平成 21 年度～22 年度）

（平成 21 年度概要）

漁港既存ストックを活用し、P B等を適正に収容している漁港の状況を確認するため、漁港管理者に対してアンケート調査を実施し、30 都道府県(68 漁港)から得た結果である。

次年度の全国悉皆調査につながる、以下の主要課題が抽出された。

- ① P B等収容漁港数は、東北地方が 30 港で最も多く、次いで関東地方が 13 港である。
- ② 海区別では、太平洋北区が 25 港と最も多く、次いで太平洋中区（15 港）、日本海北区（12 港）の順である。
- ③ 種別では、2 種（31 港）、3 種（18 港）の順で、2 種以上の比較的規模の大きい漁港が多い傾向がある。
- ④ 係留施設の開放（設置）が 47%と最も多く、次いで防波堤の裏側水域（35%）、護岸前面水域（18%）の順であった。（※水域中心で、用地開放の回答は少ない）
※水域は、活用可能係留施設の P B等開放と共に、静穏未利用水域活用の双方実施
- ⑤ P B等収容施設収容隻数（実績）は 2,624 隻で、保管能力（計画）3,320 隻の 8 割程度を収容。陸上保管と水面係留の割合は概ね 2 : 8で、回答 68 漁港の単純平均では、収容隻数が 39 隻/漁港、保管能力が 50 隻/漁港である。
- ⑥ 海区別では、太平洋北区及び太平洋中区では、以前から漁港水域を利用していた P B等に対して許可水域を指定した上で収容している漁港が多いことから、保管能力とほぼ同

等のPB等を収容。

⑦保管料金（水面）はばらつきがあるが、太平洋中区、太平洋南区、瀬戸内海区の料金が平均よりも高い傾向があるが、全国平均では概ね4～5千円/月・隻程度。

※料金設定理由＝①採算面の考慮（50%）、次いで②周辺施設と同程度を設定（21%）

※料金の設定に当たって、採算面を考慮しつつ、周辺施設の料金水準を勘案しており、海区（地域）による料金差が生じている。

⑧水面収容施設方式は、係船岸を活用した係船ブイ形式（69%）が大半を占め、次いで沖合での係船杭方式（17%）が続いている。

※PB等収容に当たり、設備投資が少ない簡易係留タイプが採用される場合が多い。

⑨既存漁港施設を活用した放置艇収容施設の計画策定手法の提案

漁港管理者が既存漁港施設において放置艇収容能力の把握と収容計画策定が可能とするため、「漁港計画の手引」の「フィッシャリーナの計画」の記載内容を補強・充実していく必要があり、記載内容の見直し等の具体的な検討に際しては、モデル漁港に基づくケーススタディを行いながら、検討項目の精査、記述内容や表現、提示する事例や原単位等について、検討していく必要があることを確認した。

（平成22年度概要）

(1) 全国の漁港の放置艇対策に対する現状把握のためのアンケート調査実施・集計結果

1) 漁港放置禁止区域・許可区域など実態調査

①放置禁止区域及び許可区域の有無

放置禁止区域・許可区域の同時指定漁港（漁港施設・用地とも）は2.6%程度で、特に漁港用地の区域指定の遅れが目立つ。

※禁止区域・許可区域の同時指定率＝2.6%

※用地のみの許可区域指定率＝3.9%（※禁止区域指定率は19.2%とやや高い）

表-1 放置禁止区域及び許可区域指定漁港の重複指定状況

	禁止・許可同時設定			放置禁止区域			許可区域設定		
	同時設定	漁港施設	用地	同時設定	漁港施設	用地	同時設定	漁港施設	用地
漁港数	76	442	83	554	827	557	99	560	114
(比率)	2.6%	15.2%	2.9%	19.0%	28.6%	19.2%	3.4%	19.4%	3.9%

表-2 漁港施設・用地における放置禁止物件の種類割合

漁港施設			用地			
回答計	漁船以外船舶	その他	回答計	漁船以外船舶	車両	その他
827	847	195	557	559	187	187
100%	(102.4%)	23.6%	100%	(100.4%)	33.6%	33.6%

注：各回答計は禁止区域設定漁港数であり、漁港施設の場合に「漁船以外の船舶」が100%を超えているのは、禁止区域を設定していない漁港においても禁止物件はローカルルールで決めていることになる。これは、漁港施設の場合に「漁船以外の船舶」に限らない

②漁港区域内での放置艇数は約2.7万隻（平成22年度調査）であり、本調査によれば、ほぼ8割が漁港施設（泊地、岸壁、護岸など）利用で、残り2割隻が用地利用である。

③PB等収容可能施設の有無とある場合の管理形態

○PB収容可能施設のある漁港（海上・陸上とも）は2.8%程とまだ少なく、特に陸上施設の整備水準が低い。今後の放置艇対策推進上改善が必要である。

※海上のみ収容可能施設有の漁港割合＝8.0%

※陸上のみ収容可能施設有の漁港割合＝3.6%

- 施設管理は、指定管理（漁協が多く、民間企業もある）又はその他方式（市町村、管理組合、生産組合、観光協会、PFIなど多様）に依っている

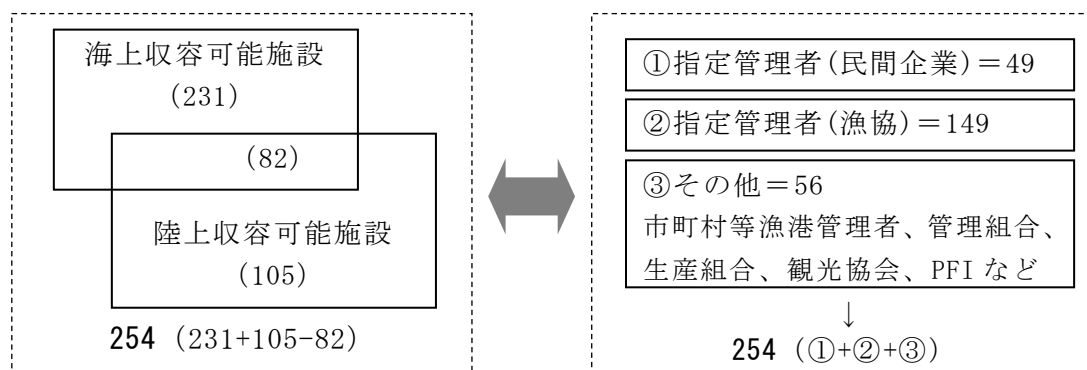


図-1 PB等収容可能施設数（漁港）と漁港管理者以外の管理形態数の関係

④指定管理の対象業務

指定管理の対象業務は、PB等係留施設がある漁港254港を母数とした場合、以下のとおりであり、高度なサービスノウハウや一定の人員配置等が必要な業務は少ない。

- 1位：PB等係留施設管理(50.4%)
- 2位：安全・緊急時対応(36.2%)
- 3位：顧客管理(29.5%)
- 4位：修理・点検(24.4%)
- 5位：駐車場管理(16.1%)

⑤ビジター受入れ状況

○ビジター受入れ漁港は、回答全漁港の1割弱（272港）であり、PB等収容可能施設のある漁港254港をやや上回る。

○ビジター利用申請先は、漁港管理者が54%で最も多く、指定管理者が20%の順であり、受入れている漁港のほぼ9割で申請書が必要である。

⑥今後も含めて漁港施設用地にPB等を保管する予定・希望の有無のある漁港数（全体の9%程度）は既存のPB等収容可能施設のある漁港数とほぼ同数であるが少ない。今後の漁港における放置艇対策推進には、漁港管理者など現場の意識改革と具体的PB等収容可能漁港及び収容可能量の設定が必要である。

⑦PB等利用料の管理者以外による徴収実態

回答漁港の2%（59港）と数は少ないが、利用料が管理者以外（周辺の清掃や現場管理等を担う、①漁協、②老人会を含む自治会等への委託）により徴収されている例もある。

2) 漁港港施設用地利用状況点検アンケート調査結果

①用地施設数の85%強の用地が、「概ね50%以上」利用計画の目的通りに利用されている。

②一方、「概ね30%未満の利用」が9.4%、「概ね10%未満の利用」が2.3%と、目的以外に使われていることはないが、利用計画の目的の概ね30%未満の利用にとどまっている用地数が11.7%である。

③「目的どおり利用されていない」用地数は3.1%という結果である。

3) 事例調査結果（和歌山県和歌山市雑賀崎漁港）

- 事前の地域(漁協)・市・県の問題意識の共有の蓄積
- 事業化に当たっての3者の連携
 - ・組合長のリーダーシップによる地域(漁協)内の迅速な合意形成
 - ・3者間の絶妙なコーディネーターとしての市職員が存在
 - ・県・市の行政上の作業手順の事前確認（県条例告示以前から）
- 地域(漁協)内部の問題解決のローカルルールとしての「その他組合員」手法
 - ※あくまで域内ルールであり、正式な制度的背景があるものではないが、地域内に居住する組合員OBの船外機船と域外居住者所有のPBを同等に扱うことに地域内の合意が得られず、苦肉の策として採用（その他組合員所有船舶は無料係留）
 - ※今後の制度面での議論が必要であるが、漁港の場合、同様の問題を持つ例が多い
- 少ない投資と継続的収益
 - ・新たな投資は既存の係船岸壁に係留環を設置(約40万円/市単費事業)
 - ・新たな漁協収入＝年間約120万円
 - ・管理委託料収入＝91万円（平均約6.5万円/隻×28隻×1/2）
 - ・その他駐車場収入（500円～600円/台・日）他

(2) 最終年度／平成23年度調査結果

過去2年間の調査成果を踏まえながら実施した、本年度調査結果を以下に整理する。

1) 放置艇収容施設整備内容・機能・投資費用に関する調査・分析

漁港既存ストックを活用した放置艇収容施設の整備を検討する漁港管理者に、当該施設の整備計画に係る具体的な基礎的な情報を提供するため、以下により、調査・分析結果を整理した。

(ガイドライン形式のまとめ)

1)-①はじめに

PB等収容施設を漁港内遊休水域・陸域に設ける場合の漁港管理者、漁協等を対象とした参考資料である点を明示。50隻及び20隻収容施設の標準的工法による建設コストと運営費用、維持管理費用の概算等を示し、導入に対する判断の参考資料の性格を持つものである点を説明。ただし、対象となる全ての漁港にこのような条件が当てはまるとは限らず、それぞれの条件に応じた選択肢の考え方を提示する。

1)-②指定管理者

PB等20～50隻程度を想定すれば、その小規模性から、管理運営を行う方法として、全てを管理料で賄う指定管理者制度による管理運営とするものと想定。

1)-③対象艦艇

漁港区域内のPB約5.1万隻のうち約2.7万隻が放置艇であり、7.5m未満の小型MBが大部分を占めることから対象艦艇を、長さ7.5mを対象と想定している。

なお、施設規模は採算を考慮して50隻規模を海上・陸上共に標準とし、第1種漁港など隻数が少ない場合は、施設規模を20隻の海上係留と想定している。

1)-④漁港の放置艇対策選定フロー、試算条件及び施設計画策定の全体像

放置艇対策の選定フロー、整備費の試算条件及び整備前と整備後の施設の選択イメージを示した。施設整備を進める上で、漁港管理条例において放置等禁止区域に

指定すると共に、周辺水域をプレジャーボート用の許可区域に指定することが前提となる。

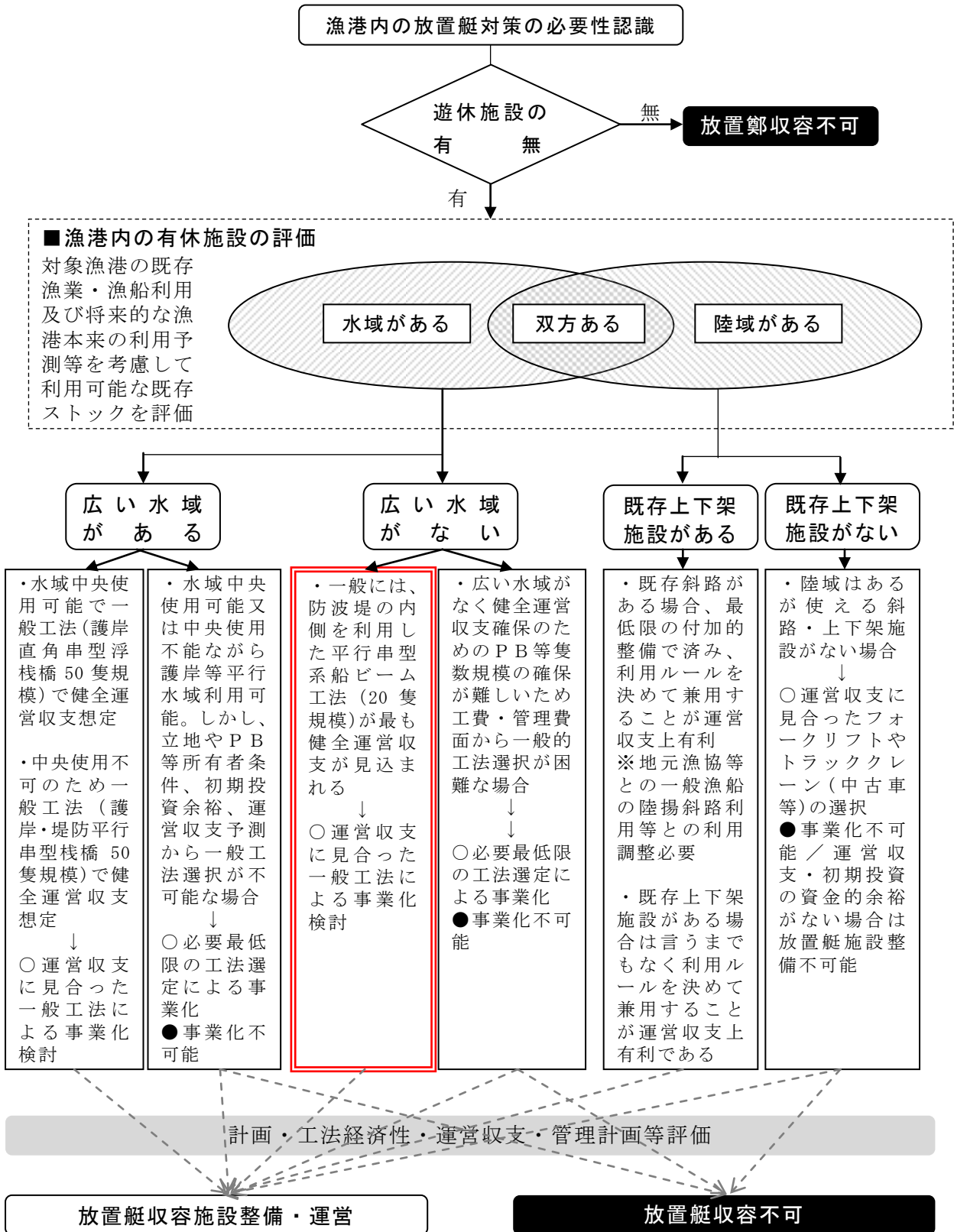
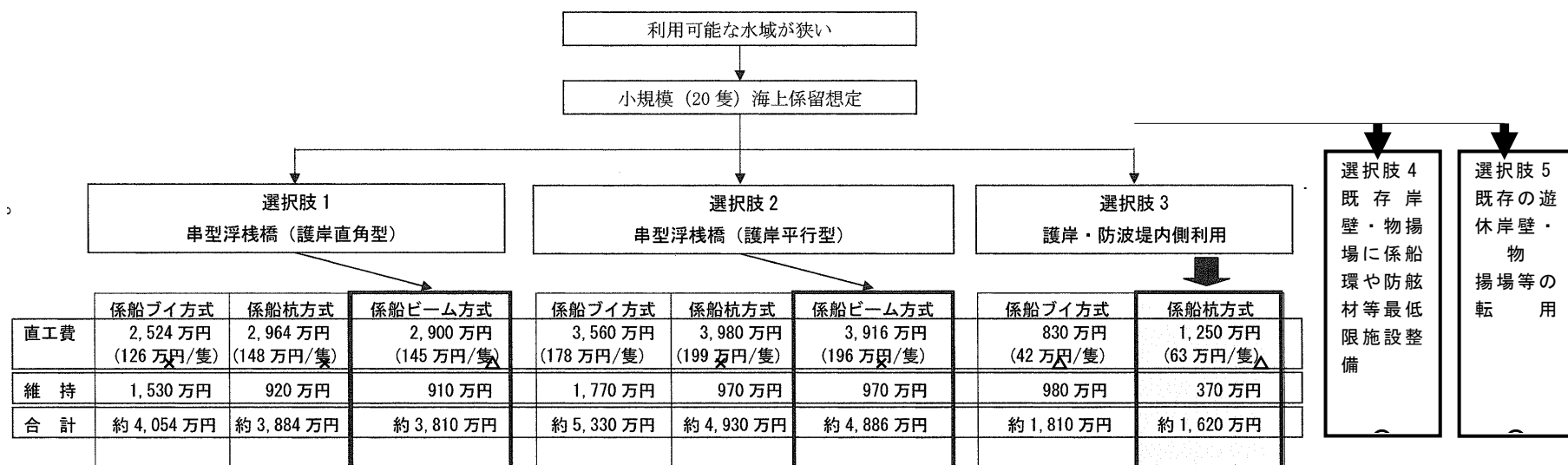


図-2 漁港の放置艇対策施設計画選択フロー

例えば、1例として前フロー図の「広い水域がない」場合で、多くのPB等放置艇の収容が不可能で、20隻程度の収容しかできない規模の漁港の場合の、運営収支を考慮した一般工法選択の場合のシュミレーション手法を以下に紹介する。

以下に示すように、一般工法を採用するとすれば、護岸・防波堤の内側が利用できる場合、それら施設背後の係船杭方式の施設整備が最も安価で合理的であることを示している。一方、より厳しい収支予測等の結果、初期投資が限られる場合は、選択肢4, 5も十分検討に値する。つまり、理想的には、これまで放置されていた艇に料金を要求するという点、民間マリーナとの競合、施設目的の公共性といった点を考慮すれば、理想的には1万円/月程度の保管料で運営管理料が賄えることが望ましい。従って、その料金収支に見合う初期投資による積極的な放置艇収容の推進こそが重要である。



図ー4 対象漁港に広い水域がなく小規模 (20隻程度) の放置艇収容しか想定できない場合の一般整備計画工法選定シュミレーション

1)-⑤参考資料の整理

以下、具体的な事業化に際して参考になると考えられる情報・知見を整理した。

①指定管理者制度の事例を含めた基本的な考え方、②補助金・交付金（漁港係留施設整備に関する）等支援制度の紹介、③浮棧橋（規模や設置位置別の参考工費を含めた浮棧橋事例）、④上下架装置及び陸域施設整備資料（規模別クレーン等上下架橋施設及びボートヤード・駐車場の仕様別舗装費用など陸域保管関連施設参考事例）及び、運営収支計画に直結する放置艇保管料設定参考資料として、⑤フィッシャリーナ料金表、⑥その他参考資料（水産庁の放置艇対策方針や港湾における指定管理者募集要項例等）を収集・整理。

2) 漁港における放置艇収容施設整備計画策定手法の開発

2)-①平成 22 年度全国悉皆アンケート調査結果等の整理・分析

漁港における放置艇収容施設整備計画策定手法の開発のための基礎資料を得るため、平成 22 年度調査を中心に、過去 3 年間の調査全体で蓄積した有用情報を整理する。

①許可・禁止区域設定及び施設整備前の留意事項

- 漁協や漁業者との合意形成への配慮（漁業活動に影響が生じないことなどの確認等）
- 既得利用者への許可制・有料化の理解と周知のための地道な努力が必要
- 説得力のある係留料金設定説明が所有者等から求められるため情報整理が必要
- 周辺民間マリーナ等民間経営との調整（民業圧迫批判への対応が必要）
- 事後のトラブルの未然防止のための関係者による合意形成・協議組織設立が重要

②P B 収容可能施設の有無とある場合の管理形態

- 放置艇収容施設管理は、指定管理者制度制定以降、公募による選定が多く、近年、管理・生産組合、観光協会、P F I など多様になっているが、対象が漁港のため多くの場合、漁協または地元の民間企業（漁港建設にかかわる建設会社等）が多い。
- 特に漁協が指定管理者になった場合、高度なサービスノウハウや一定の人員配置が必要な業務は少なく、専門技術を要するサービスはアウトソーシングが一般的。

③P B 等収容料金等の設定について

- 主な漁港における P B 等保管料金など関係料金単価は多様で、統一的な基準はない。
- 水面保管料（平成 21 年度調査）でもばらつきがあり、地域により金額が異なるが、全国平均では概ね 4~5 千円/月・隻程度という結果が得られている。
- 料金は、①採算面、②周辺施設との関連等を考慮しつつ決定されており、マリーナやフィッシャリーナなど P B 等保管専用施設料金をやや下回る水準が一般的である。従って、計画策定に当たっては、運営収支計画の整合と合わせて、周辺地域の類似施設の料金体系を収集比較しつつ、適正な価格を設定する必要がある。
- なお、本調査において、フィッシャリーナを含めた個別施設の料金事例は収集しており、参考事例として提示する。

④その他

- 漁港既存ストック活用による P B 等放置艇対策は、水域施設については比較的進んでいるが、陸域は実績、将来見通し共に少ない。放置艇対策推進と遊休ストック有効利用のため、障害となっている船艇上下架施設投資額を極力抑えた手法の導入を前提に、積極的な取り組みが必要である。
- P B 等放置艇対策を漁港利用調整目的だけでなく、場合によっては疲弊した漁業や漁村振興の起爆剤と期待する見方もあり、ビジター受入れ、漁協事業活性化に寄与す

る施設運営管理のあり方、施設活用型の地域活性化施策展開の知恵が求められる。

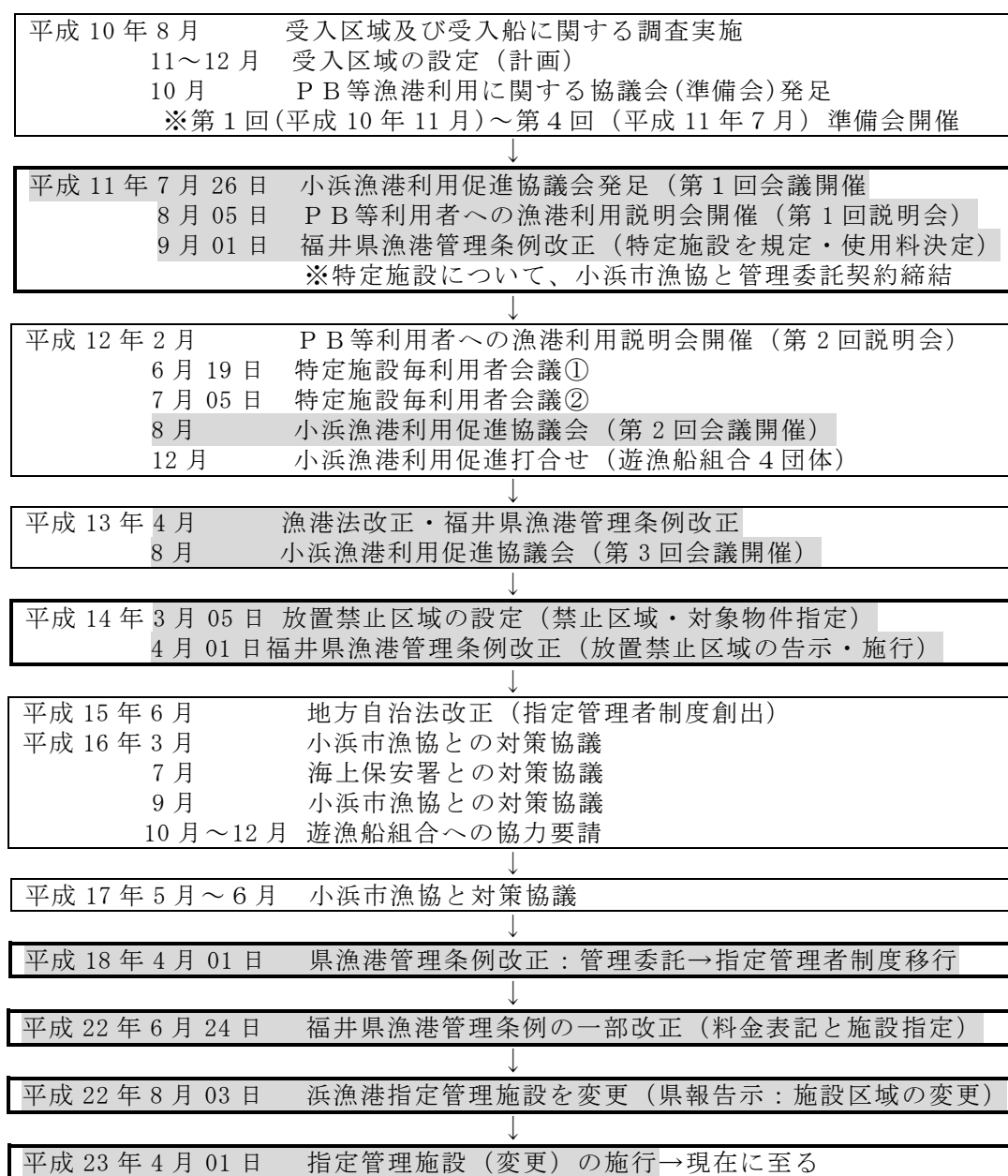
2)-②先進事例調査（3地区）

①福井県小浜市小浜漁港

福井県内で漁港内にP B等許可区域を設定しているのは小浜漁港1港のみである。関西広域観光圏としての位置付けと同時に、漁港規模が大きく、県外所有者を含めて他漁港に比べてP B等の不法係留が多いという背景があった。当漁港では、P B等の利用隻数の増加に伴い、特に静穏度の高い泊地部分での無秩序なP B等係留による漁船とのトラブルが頻発し、改善が求められていた。

（禁止・許可区域設定と指定管理施設整備と運用の経緯）

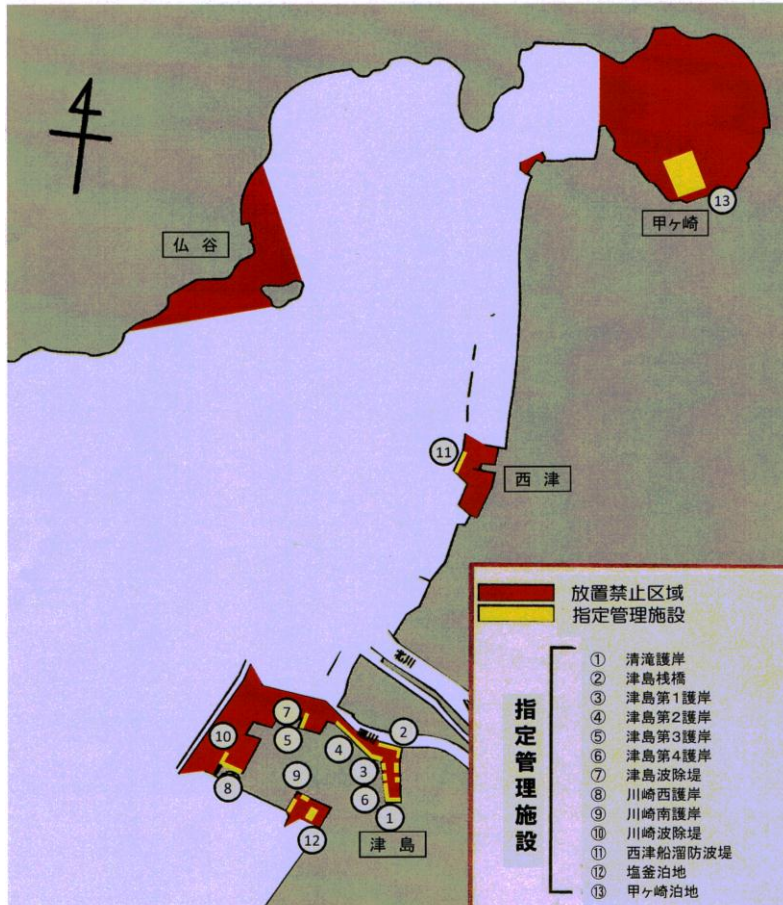
小浜漁港の禁止及び指定管理施設（許可区域）設定と運用に至る経緯は以下の通りである。



資料－福井県嶺南振興局林業水産部水産漁港課

図-4 小浜漁港におけるP B許可区域設定と受け入れ施設の運営管理の経緯

- 小浜漁港の場合、平成 15 年地方自治法改正（指定管理者制度創出以前）は小浜市漁協に施設管理委託（漁港管理条例）されていたが、その後協議の末、公募による指定管理者制に移行（現在は地元民間建設業者）しているが特に問題は生じていない。
- 許可区域・施設が定められたことにより、特に地元漁業者にとって最も重要な港の奥の休憩泊地の利用調整が格段に進んだという声が多い。



■放置禁止区域:平成 14 年 3 月 5 日 福井県告示第 192 号(H14.4.1)
 ■指定管理施設:平成 22 年 8 月 3 日 福井県報第 2152 号(H23.4.1)

料一福井県嶺南振興局林業水産部水産漁港課

図-5 小浜漁港における放置禁止区域及び指定管理施設（許可区域）位置図



(PB 許可区域の簡易係留施設整備状況)



(港内に掲示された禁止・許可区域を示す看板)

②和歌山県和歌山市雑賀崎漁港

県都和歌山市の市街地に近い雑賀崎漁港の場合、①以前から県条例が存在したこと、②県と管理者（市）及び漁港の主たる利用者である漁協の間に漁港利用上の問題点が共通認識化されていたこと、③3者間の定期的な意見交換の場が設けられていたこと、④施設整備自体は小規模で費用や時間を要しなかったことなどの理由から、下記に示すように、短時間でのスムーズな取り組みと解決が可能となった事例である。

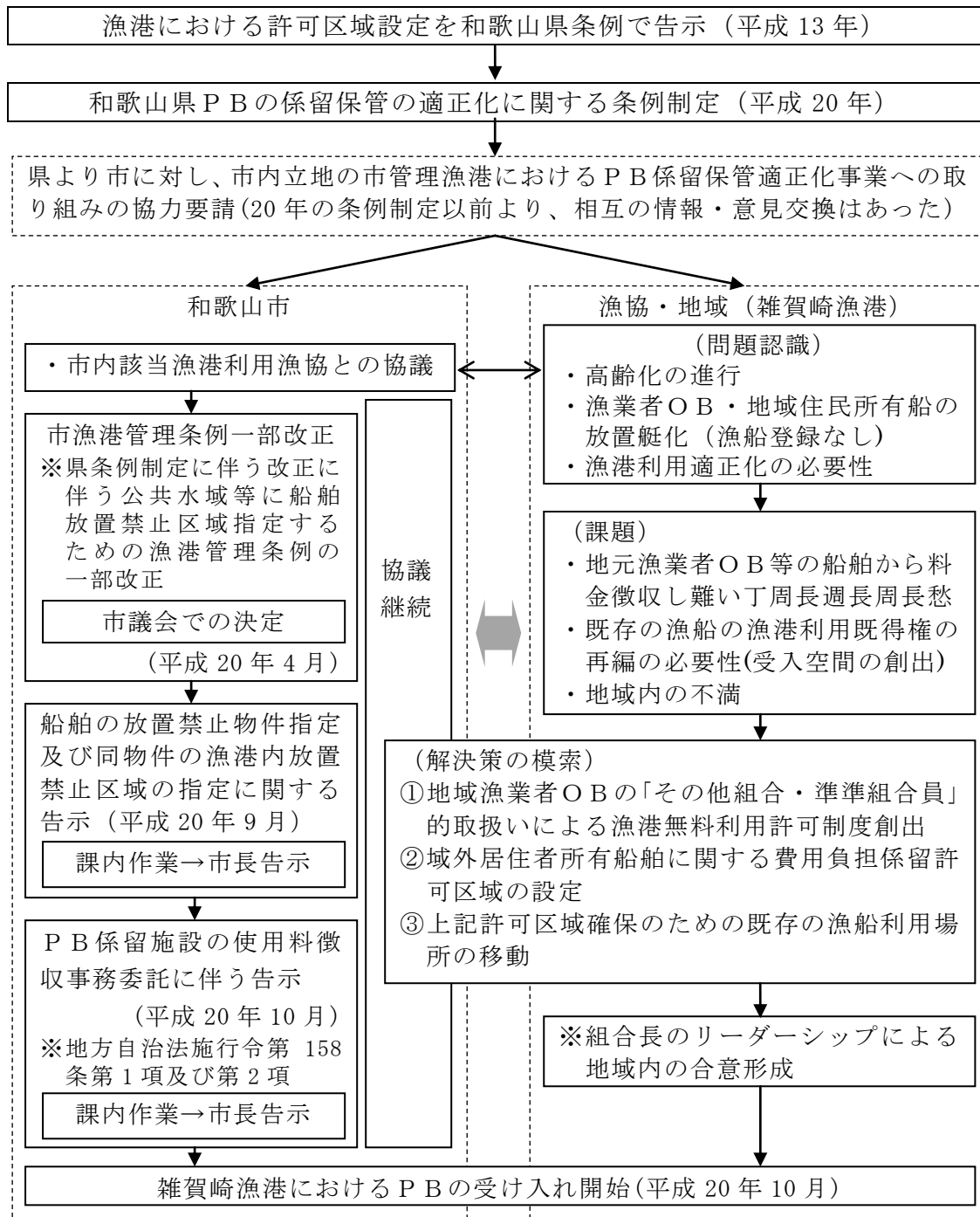
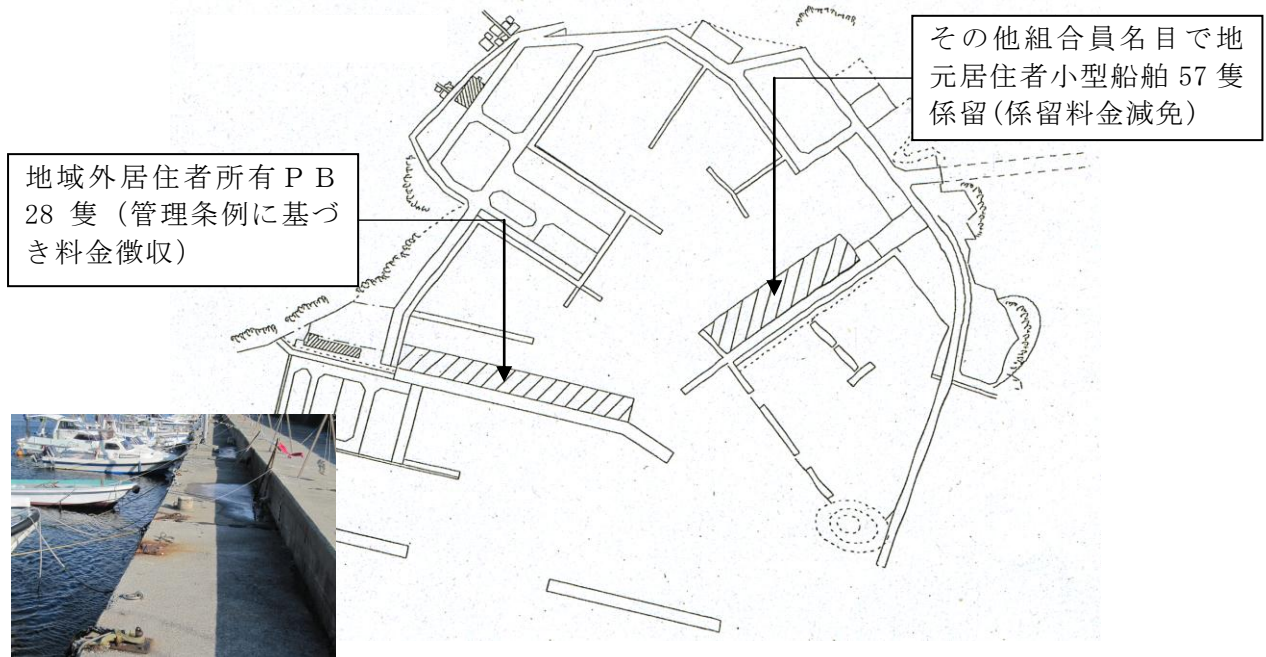


図-6 雑賀崎漁港における放置艇禁止区域・許可区域設定及び P B 受け入れ事例模式図



資料一和歌山市「船舶の放置禁止物件指定及び同物件の漁港内放置禁止区域の指定に関する告示並びに船舶に停けい泊許可物件指定及び同物件の漁港内停けい泊許可区域の指定に関する告示」別図より

図-7 和歌山市漁港管理条例に基づく漁港内停けい泊許可区域指定図

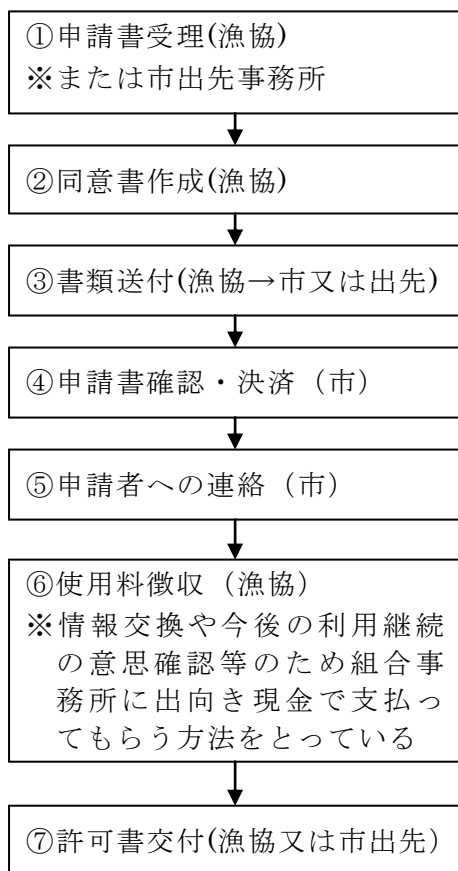


図-8 受入許可事務の流れ

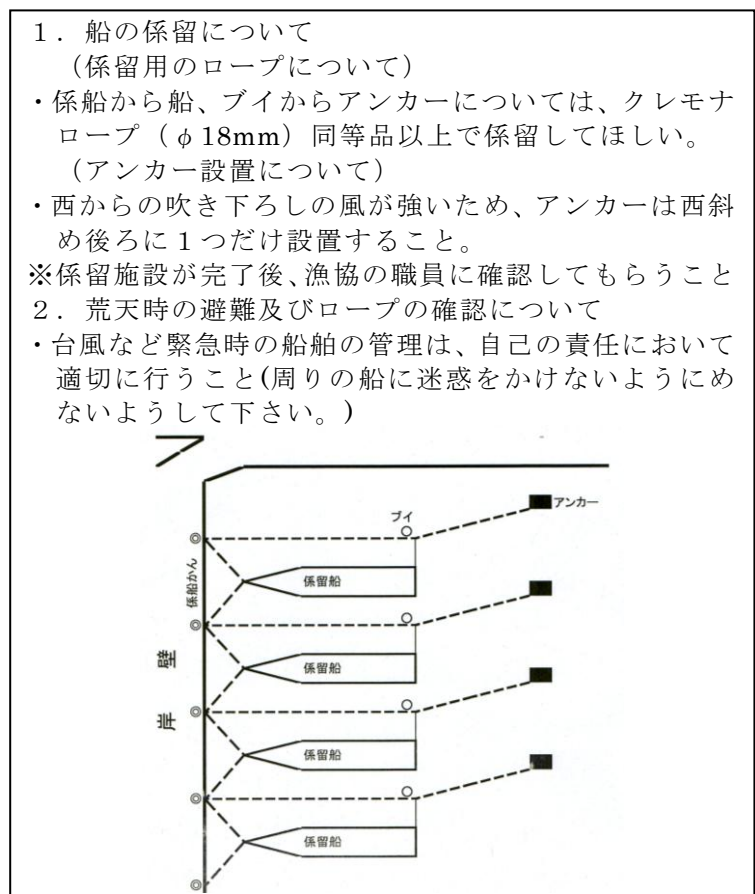


図-9 雑賀崎港 P B 等係留仕様書

③静岡県伊東市伊東港

伊東港は地方港湾であり、漁港ではないが、いとう漁協の本所が立地し漁業・漁船利用が盛んであると同時に、観光拠点熱海市に近接する港であり、漁船とP B等放置艇の問題が顕在化していた。静岡県熱海土木事務所では、行政・簡易代執行と港内でのP B等収容管理事業に着手しているが、その着手年次は、はさほど古くはない。

(伊東港内における放置禁止区域の設定／平成17年度)

伊東港を利用する「いとう漁協」を始め漁業者、地元観光商工関係者や行政は、港内の放置艇問題を痛感、何らかの抜本的な対策を講じる必要性を共有していたが、対象船舶を放置艇という判断、置付け、撤去(行政・簡易代執行等)あるいは、適正に港内で集約整理するためには、港内に「放置禁止区域」の設定が必要となる。

従って、港湾管理者(静岡県熱海土木事務所)では、平成17年に関係者(県、市町村、海保、警察、漁協、P B等所有者代表、地域住民、地元観光関係組織代表等)による「利用調整会議」を設立、協議を開始する。そして、この利用協議会参加者の同意の上で、平成17年度内に、①許可区域、②禁止区域が決定される。

(許可区域の共用と使用料の徴収開始／平成18年度～)

許可区域の設定及び共用開始に伴い、許可区域以外(禁止区域)に係留、保管している船舶は放置艇とみなされ、対象船舶の選択肢は、①港内許可区域を使用料を支払い利用するか、②行政・簡易代執行の対象となり処分されるか他の受入れ施設に移動するかの二者択一となる。

(P B等許可区域・施設の漁協管理)

静岡県では、伊東港におけるP B等許可区域(①既存水域、②既存陸域、③新たに整備した串型棧橋)の管理を、伊東港の主たる利用者である「いとう漁協」に管理委託している。

○実績では、大まかな事業収入が2,300万円程あり、うち4割弱(37%)に当たる850万円程が地元漁協に管理委託費として支払われることになる。

○基本的に、港湾の主たる利用者であり、常々目が行きとどく漁協に対して、①施設管理巡視・点検、②船舶の巡視・点検(放置物件の確認・早期発見含む)、③船舶流出・浸水時等における応急措置、④施設の清掃業務、⑤P B係留施設使用許可申請書の仮受付に関する事務、⑥その他付随業務を委託し、高度なサービスノウハウを要するような管理業務は委託内容の中には入っていない。

(港湾管理者が漁協に管理委託することへの期待)

- ・港湾における放置艇対策やP B等保管事業促進に対する漁協や漁業者の理解促進
- ・放置艇対策促進に対する漁協、漁業者の当事者意識の醸成
- ・日常的に港湾を利用する漁協・漁業者による新規不法放置艇の早期発見と迅速対処
- ・漁協所有の船舶巻き上げ機活用など漁協事業の活性化

表-4 許可区域施設利用料(伊東港)

保管場所		年額	備考
陸置保管料金		1,400円/m	
水域 保管料金	串型棧橋	2,400円/m	※新規整備施設(岸壁直角配置)
	許可区域岸壁	1,700円/m	

資料-静岡県熱海土木事務所聞き取り

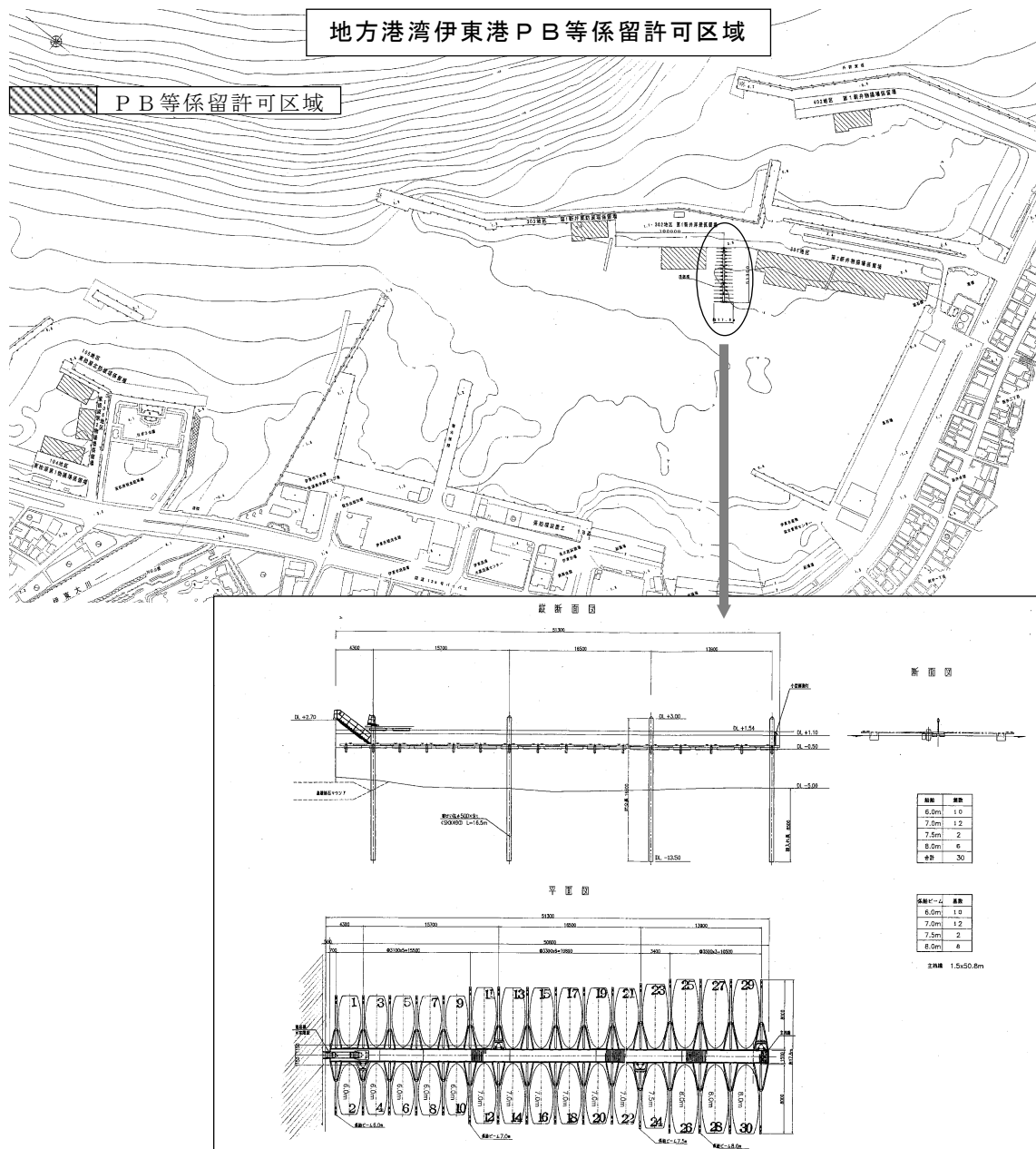


(伊東港内のP B用串型栈橋)



(伊東港内のP B係留許可区域)

下図は、伊東港におけるP B等利用許可区域の設定位置と、受入れ施設整備計画図である。漁船利用との調整の下、P B係留許可水面は基本、既存施設を活用しているが、一部串型栈橋（総工費約2千万円）が整備されている。



資料—静岡県熱海土木事務所

図-10 地方港湾伊東港におけるP B許可区域と整備係留施設の概要

- 施設委託管理について、いとう漁協としては、漁獲高減少に伴い漁協収入自体が縮小している中、組合職員の人件費確保につながっていると評価されている。
- 伊東港は地域漁業基地であると同時に観光船発着所などが立地する観光港でもある。以前は、放置艇が港のあちこちに無秩序に立地、景観が乱れていたが、放置艇対策が進み、かなり港内の美化が進んだ。
- 港内用地の中に撤退したチェーン飲食店跡（漁協所有）を改装し、漁協直営レストランを開業（平成 22 年 9 月／店長 1 名を始め組合職員 2 名常駐、地元の女性パートを 5～8 名雇用）しているが、今後、地場魚介類を提供する 6 次産業振興拠点にしていく計画があり、P B 等保管管事業との将来的リンクも構想されている。



（かつての賃貸ファミレス改造の店舗）



（いとう漁協直営レストラン宣伝ちらし）

（伊東港に本所事務所を構える「いとう漁協」直営レストラン“波魚波”）

2)-③漁港における放置艇収容施設整備計画手法の作成

以上より、全国の漁港における放置艇収容施設整備計画に係る標準的な手法を以下のようにとりまとめた。

